

佐野市国民健康保険診療所 自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

1 品目

自動体外式除細動器（AED）

2 数量

(1) AED本体（バッテリーを含む） 5台

(2) 付属品 本体に付属する装置は、1台につき次のとおりとする

①キャリングケース 1台

②電極パッド 成人・小児共用電極パッド2組

③救急セット 1式

はさみ、蘇生用マウスピース、カミソリ等の脱毛用具、ペーパータオル、手袋等

④取扱説明書（日本語）1部

3 入札想定品 ※同等品可

(1) 日本光電工業株式会社 カルジオライフAED-3100（または後続のもの）

(2) フィリップス・ジャパン ハートスタートFRx+（または後続のもの）

(3) 日本ストライカー株式会社 ライフパック CR2

4 賃貸借期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで（60か月）

地方自治法第234条の3（長期継続契約とする）

5 設置場所

佐野市国民健康保険野上診療所、佐野市国民健康保険新合診療所

佐野市国民健康保険飛駒診療所、佐野市国民健康保険常盤診療所

佐野市国民健康保険氷室診療所

6 機器の仕様

(1) 新品・未使用であること

(2) JRC蘇生ガイドライン2020に対応していること

(3) 薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を受けた医療機器であり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること

(4) 二相性波形による除細動器であること

(5) 成人/小児モードを切換えることができる機能を有すること

(6) 日本語の音声メッセージにより、使用法のガイドをすること

(7) 自動及び手動回路及びバッテリーの容量等の状態を音声または画面で容易に確認できること

(8) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、心電図波形が電気ショック適用でな

- なくなった場合、電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること
- (9) 電極パッドは、あらかじめ本体に接続された状態であること
- (10) 機器本体が毎日のセルフチェック機能を有し、不具合等について警告する機器であること
事前に異常を識別でき、異常がある場合には、アラーム音等で知らせる機能を有すること

7 消耗品

- ・使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期になったら速やかに実施できるようにすること
また使用後の消耗品の交換も速やかに実施できるようにすること
その消耗品の費用も契約金額に含むものとする
- ・交換後、不要となったバッテリーや電極パッドは、回収し処分するものとする

8 保証

リース期間中AEDに故障等が生じた場合は、無償で速やかに現状の復帰に努めること

9 取扱説明

- (1) 納入の際は、各診療所職員を対象として、本体及び付属品等の取扱い及び使用方法について説明を十分に行うこと
- (2) 納入後、各診療所から申し出があった場合、随時、機器使用について説明や対応ができるサポート体制を整えること

10 機器の設置の方法、費用

設置場所は各診療所職員の指示により設置し、それらの費用は契約金額に含むこととする

11 賃借料の支払方法

支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃借料を佐野市に請求するものとする

12 その他

賃貸借期間満了後は、返却または再リースの契約を別途行うものとする
なお、返却の場合は、各診療所から機器を引き上げ、処分すること
搬出や廃棄に係るすべての費用は契約金額に含まれることとする